

令和5年度離職者再就職訓練事業委託訓練に係る企画提案募集要領

本募集要領は、福島県（福島県立テクノアカデミー会津）が実施する令和5年度委託訓練の実施にあたり、民間教育訓練機関等から訓練実施に係る企画提案書の提出を求め、最も優れた企画提案を行った者から委託先候補者として選定し、訓練計画に基づく契約を締結するに必要な事項を以下に記載することとする。

1 募集する職業訓練

- (1) 離職者等再就職訓練事業における職業訓練（知識等習得コース（託児サービス付加コース））
- (2) 離職者等再就職訓練事業における職業訓練（日本版デュアルシステムコース）
- (3) 障がい者委託訓練事業における職業訓練（知識・技能習得訓練コース）
- (4) 障がい者委託訓練事業における職業訓練（eラーニングコース）

募集する職業訓練の訓練科名、実施場所、訓練定員については、資料No. 2「令和5年度委託訓練計画」（以下「訓練計画」という。）のとおりとする。

なお、障がい者委託訓練事業（知識・技能習得訓練コース）の訓練は、(1) 離職者等再就職訓練事業における職業訓練（知識等習得コース（託児サービス付加コース））のコースに対して受講申込みがあり受講が決定した場合、当該訓練コースの定員に1～2名程度含め、併せて実施する。

2 実施主体

福島県（福島県立テクノアカデミー会津）

3 職業訓練の目的及び業務内容

- (1) 実施する職業訓練において、訓練生全員が、職業訓練を受講したことにより、就職に必要な知識・技能を習得し、就職することを目的とする。
- (2) 業務内容は、資料No. 3「令和5年度委託訓練の業務内容について」及び以下ア～エの委託仕様書のとおりとする。

なお、具体的な詳細については、企画提案書の選定後に、提案内容を反映して決定し、仕様書を作成する。

- ア 離職者等再就職訓練（知識等習得コース（託児サービス付加コース））
・・・・・・・・資料No. 8 - 1
- イ 離職者等再就職訓練（日本版デュアルシステムコース）・・・・・・・・資料No. 8 - 2
- ウ 障がい者訓練（知識・技能習得訓練コース）・・・・・・・・資料No. 8 - 3
- エ 障がい者訓練（eラーニングコース）・・・・・・・・資料No. 8 - 4

4 見積限度額

見積限度額は、訓練生一人一月当たり（託児サービスに係る経費にあつては、託児児童一人一月当たり）の税抜き額で、「福島県委託訓練（離職者等再就職訓練事業）実施要領」第7及び「福島県委託訓練（障がい者委託訓練事業）実施要領」に定める委託費と同額を上限とし、具体的には次のとおりとする。

- (1) 離職者等再就職訓練（知識等習得コース）・・・・・・・・・・ 50,000円
- (2) 離職者等再就職訓練（知識等習得コース（託児サービス付加コース））に係る託児サービス費用・・・・・・・・・・ 66,000円
- (3) 離職者等再就職訓練（日本版デュアルシステムコース）・・・・ 60,000円
- (4) 障がい者委託訓練（知識・技能習得訓練コース）・・・・・・ 60,000円
- (5) 障がい者委託訓練（eラーニングコース）・・・・・・ 60,000円

5 参加資格（要件）等

別紙1「令和5年度委託訓練受託参加資格要件」のとおり

6 実施スケジュール 概要

令和5年5月12日（金）17時まで	質問事項の受付期限
令和5年5月18日（木）17時まで	質問事項への回答期限
令和5年5月22日（月）17時まで	企画提案書等の提出期限
令和5年5月26日（金）	企画提案審査委員会
令和5年6月 2日（金）	審査結果（委託先候補者決定）通知

7 手続きに関する事項

(1) 様式等の入手について

企画提案をしようとする者は、福島県立テクノアカデミー会津ホームページ (<https://www.tc-aizu.ac.jp>) からダウンロードし入手すること。

(2) 質問事項の受付及び回答

募集要領に関する質問がある場合、次により受け付ける。

- ア 提出書類 別紙質問書（様式1）
- イ 受付期限 令和5年5月12日（金）17時まで
- ウ 提出先 「10 書類の提出及び問い合わせ先」
- エ 提出方法 電子メールまたは FAX
※送信後は、必ず電話により送信確認を行うこと。

オ 質問に対する回答

受け付けた質問の要旨とその回答を、別紙質問回答書（様式2）に記載し、令和5年5月18日（木）17時までに、福島県立テクノアカデミー会津のホームページに掲載する。

(3) 企画提案書の提出（※必須）

企画提案書の作成については、以下のとおりとする。なお、作成に当たっては、「カ 提出に当たっての留意事項」をよく参照すること。

- ア 提出書類
企画提案書は、以下（ア）～（ハ）の書類をもって構成する。各1部を提出すること。
なお、福島県立テクノアカデミー会津校長が必要と認める場合において、追加資料を求める場合がある。

- (ア) 令和5年度委託訓練受託申請書(様式3-1)
 - 1 令和5年度委託訓練受託参加要件確認書(様式3-2)
 - 2 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書(様式3-3)
 - 3 役員一覧(様式3-4)
 - 4 講師名簿(様式3-5)
- (イ) 令和5年度委託訓練企画提案書(様式4)
- (ウ) 訓練実施施設の概要(様式5)
- (エ) 委託訓練コース要素別点検表(様式6)
- (オ) 科目担当講師名簿(様式7)
- (カ) 委託訓練カリキュラム(様式8)
- (キ) 訓練日程(様式9)
- (ク) 使用教材及び目標資格一覧表(様式10)
- (ケ) カリキュラム内容・指導方法等に対する提案(様式11)
- (コ) 就職支援の取り組みに対する提案(様式12)
- (サ) 職業訓練の実績と障がい者の受入れについて(様式13)
- (シ) 企業実習実施事業所計画一覧(様式14)
- (ス) 企業実習実施事業所の概要等(様式15)
- (セ) 費用見積書(様式16-1~4)

※託児サービス付加コースの費用見積書については、一般利用者の利用単価が分かる書類(託児施設のチラシや印刷したホームページのページなど)を添付してください。

なお、利用単価は、税抜・税込の別が分かる内容としてください。

- (ソ) 認可外保育施設指導監督基準チェック表(様式17)
 - (託児サービス付加コースを提案する場合)
 - ※自治体から交付された証明書の写しでも可
- (タ) 訓練で使用するソフトウェアの使用許諾契約書等(写)
 - (訓練にパソコンを使用する場合)
- (チ) 雇用保険適用事業所設置届(写)(設置届けを提出している場合)
- (ツ) 職業紹介の許可・届出を証明する書類(写)
 - (許可を受けている又は届出を提出している場合)
- (テ) 法人登記簿謄本(写)又はそれに類するもの
 - ※現在の状況がわかるもの
- (ト) 実施施設紹介パンフレット等
- (ナ) 施設案内図・配置図(災害時の避難経路が明記されたものを含む)
- (ニ) 訓練実施施設に関する不動産登記簿謄本又は賃貸借契約書等(写)
 - ※現在の状況がわかるもの
- (ヌ) 講師の資格・免許証(写)
- (ネ) 写真(建物外観、教室、就職相談室、事務所等)
 - なお、教室の写真は実際に訓練できる状況にある状態の写真とする。
- (ノ) 「民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン」(平成23年策定)を活用した「民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン研修」について、委託契約を締結する日において有効な受講証明書を有する者が在籍していること、又はISO29993(公式教育外の学習サービスサービス要求事項)及びISO21001(教育機関-教育機関に対するマネジメントシステム-要求事項及び利用の手引)を取得していること、を証するもの(写)

(ハ) 職業訓練サービスガイドライン適合事業所認定証 (写)
(認定を受けている場合)

イ 提出期限

令和5年5月22日(月)17時まで

ウ 提出先

福島県立テクノアカデミー会津

エ 提出方法

直接持参するか、郵送(提出期限日必着)のいずれかの方法で提出すること。

郵送の宛先は「10 書類の提出及び問い合わせ先」のとおりとし、封筒表書きの余白に「令和5年度委託訓練企画提案書類在中」と明記すること。

オ 提出部数

7(3)アの(ア)～(ハ)は、各1部を提出すること。

ただし、7(3)アの(ア)(様式3-1～様式3-5)、(タ)～(ハ)については、事業所として1部提出とする。また、データを保存した記録媒体(CD-R等)を併せて1部提出すること。

カ 提出に当たっての留意事項

(ア) **資料No.4**「企画提案書の作成にあたっての注意事項」に基づき、企画提案書を作成し提出すること。

(イ) 企画提案書は、受託を希望する訓練科が実施可能であるか十分検討して提出すること。

(ウ) 直接持参し提出する場合の受付時間は、提出期限までの平日の午前10時から午後5時までとする。

(エ) 提出された企画提案書の内容変更及び再提出はできない。

(オ) 障がい者委託訓練事業については、離職者等再就職訓練事業(知識等習得コース)に含めて訓練事業を実施するものとし、障がい者委託訓練事業の企画提案書の提出は必要としない。

(カ) 訓練会場が同一教室であっても、複数のコースを申請することは可能とする。ただし、同一教室で訓練期間が重複するコースを申請する場合は、重複するコースのうち1コースのみが受託可能となるが、企画提案者がコース選択をすることはできない(「8 委託先候補者の選定」を参照のこと。)

8 委託先候補者の選定

(1) 委託先候補者の選定

審査は、提出された企画提案書等による書面審査とする。

本校に設置する「企画提案審査委員会(以下、「審査委員会」という。)」において、別に定める審査実施要領に基づき、参加要件、訓練基準及び(2)の項目について総合的に審査し、訓練科別に最も評価の高かった者から当該訓練科の委託先候補者(随意契約候補者)として選定する。

ただし、契約締結に係る実施計画及び委託仕様書の作成が困難となる等、選出した委託先候補者と契約締結ができない場合は、次点の者を委託先候補者とする。

※過去の委託訓練における訓練受講生のアンケート結果等を加味する場合がある。

※審査の実施にあたり、本校職員が実態調査を行う場合がある。

なお、審査委員会は非公開とし、審査内容にかかる質問や異議は一切受付しない。

(2) 審査項目

審査する項目は次の各項目とし、詳細及び評価の基準は別紙2のとおりとする。

- ア 訓練内容等（訓練内容、訓練カリキュラム等）
- イ 就職支援内容等（就職支援スケジュール等）

(3) 企画提案書の失格

次のいずれかに該当する企画提案書は、失格とする。

- ア 本募集要領で示す条件に違反した企画提案書
- イ 虚偽の内容が記載されている企画提案書
- ウ 本企画提案に係る審査委員会の委員又は関係者に、企画提案書に対する援助を直接的又は間接的に求めた者が提出した企画提案書

(4) 企画提案審査結果の通知

審査の結果は、各企画提案者に対して文書で通知する。
なお、審査の内容は公表しない。

9 契約締結の手続き

(1) 契約締結の手続きについて

- ア 県は、委託先候補者が提出した企画提案書をもとに各コースの具体的な実施計画及び委託仕様書を作成し、委託先候補者と協議する。
- イ 県は、福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）に定める随意契約の手続きにより、上記8により選定し前項により訓練実施計画等が確定した（協議が整った）委託候補者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内であることを確認して契約を締結し、契約書を取り交わすものとする。
- ウ 県は、アによる実施計画及び委託仕様書の作成が困難となる等、8により選出した委託先候補者と契約締結ができない場合は、次点の者を委託先候補者とする。

(2) 契約保証金について

「5 参加資格（要件）等」を満たし、審査により決定した委託候補者にあつて、財務規則第229条第1項各号のいずれかの規定に該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。

(3) 契約書様式等について

委託契約は、訓練コース別に以下ア～エの「契約書（案）」により締結することとする。

- ア 離職者等再就職訓練（知識等習得コース（託児サービス付加コース））
・・・・・・・・資料No. 7-1
- イ 離職者等再就職訓練（日本版デュアルシステムコース）・・・・・・・・資料No. 7-2
- ウ 障がい者委託訓練（知識・技能習得訓練コース）・・・・・・・・資料No. 7-3
- エ 障がい者委託訓練（eラーニングコース）・・・・・・・・資料No. 7-4

10 書類の提出及び問い合わせ先

〒969-3527

福島県喜多方市塩川町御殿場4丁目16番地

福島県立テクノアカデミー会津 教務課 経営企画担当
電話 0241-27-3221
FAX 0241-27-3312
電子メールアドレス aizu-ta@pref.fukushima.lg.jp

1.1 その他

- (1) 企画提案書の作成等、企画提案応募にかかる費用はすべて企画提案者の負担とする。
- (2) 企画提案書の提出後に申し込みを辞退する場合は、その旨を書面で提出すること。
- (3) 提出された企画提案書類の返却は行わない。提出後辞退（無効の申し出）をした場合も同様とする。
- (4) 提出された企画提案書類は提出者に無断で使用せず、記載された個人情報は、本業務においてのみ使用するものとし、本人の同意を得ずに第三者に開示することはない。